

動物検疫所業務監査実施要領

(趣旨)

第1 動物検疫所の業務の監査（以下単に「監査」という。）は、この要領の定めるところにより行うものとする。

(監査の目的)

第2 監査は、動物検疫所の実施する業務が関係法令、通知等に基づき適切に実施されているかを点検するとともに、業務運営を総合的に検証し、必要に応じて改善を行うことにより、その適正化に資することを目的とする。

(監査運営会議)

第3 消費・安全局長（以下「局長」という。）は、監査業務の円滑な運営を図るため、監査運営会議を開催する。

2 監査運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 局長
- (2) 動物衛生課長
- (3) 動物衛生課国際衛生対策室長
- (4) 動物衛生課課長補佐（検疫業務班）
- (5) 動物検疫所長
- (6) 動物検疫所企画連絡室長
- (7) その他局長が必要と認める者

3 監査運営会議は、次に掲げる事項を定める。

- (1) 次の会計年度の監査に関する基本方針（以下「基本方針」という。）
- (2) 当該年度に実施された監査の実施状況及び結果についての評価
- (3) その他監査の運営に関し必要な事項

4 監査運営会議の庶務は、動物衛生課が行う。

(監査の基本方針)

第4 基本方針には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 次年度に行う監査の主題
- (2) 監査の対象となる業務に関する事項
- (3) その他監査実施において特に注意すべき事項

(監査の実施者)

第5 監査は、動物検疫所長が監督して行う。

2 動物検疫所長は、動物検疫所本所又は支所の課長級以上の職員であって、動物検疫所の業務に10年以上従事した経験を有する者の中から監査実施者を指定し、監査を実施させる。

3 動物検疫所長は、前項の規定により監査実施者を指定するに当たっては、原則として、動物検疫所の本所、本所管轄の出張所及び支所に対する監査を行う者は本所に属する職員（本所の監査を行う者は、監査を行わせようとする業務に従事していない者に限る。）から、支所の管轄する出張所の監査を行う者は支所に属する職員から、それぞれ指定する。

4 動物検疫所長は、監査実施に伴う連絡調整、監査報告書の作成等の事務を総括させるため、監査実施者の中から監査主任者を指名する。

（監査実施者の権限）

第6 監査実施者は、監査に必要な書類を閲覧し、関係者に対し、資料の提出、事実の説明及びその他監査に必要な協力を求めることができる。

（監査の種類）

第7 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、動物検疫所本所の室、部等及び出張所並びに支所及び出張所（以下「監査対象機関」という。）で行われる業務について、年間計画に基づき、年1回以上実施する。

（1）動物検疫所長は、基本方針に則して、毎会計年度当初に監査実施年間計画書（別記様式1）により監査の年間計画を定める。

（2）動物検疫所長は、年間計画を定めたときは、遅滞なく動物衛生課長を通じて局長に通知するとともに、監査対象機関の長に通知する。

3 臨時監査は、緊急に監査を行う必要がある事項について、局長の指示により行うものとする。

（監査の方法）

第8 監査は、書類監査及び実地監査により行う。

2 書類監査は、前項の年間計画で定めた書類その他必要に応じ、監査対象機関から提出させた書類等により行うものとする。

- 3 実地監査は、監査対象機関に赴き、業務の遂行状況を調査し、関係書類と突合し、かつ、必要に応じ関係者から事情を聴取して行うものとする。

(監査結果の説明)

- 第9 監査実施者は、実地監査を行ったときは、当該実地監査終了後に現地において、当該監査実施対象機関の職員に対し、監査の結果に基づき意見を述べ、当該意見に対する十分な説明の機会を与えるものとする。

(監査の報告)

- 第10 監査実施者は、監査を終えたときは、遅滞なく監査報告書（別記様式2）を作成し、監査主任者を通じて動物検疫所長に提出する。

- 2 臨時監査を実施した場合の報告にあつては、前項の規定にかかわらず、監査の方法、目的等に応じた様式を適宜使用することができる。

- 3 第1項の規定により監査報告書の提出を受けた動物検疫所長は、これに監査の所見を付して、動物衛生課長を通じて局長に報告するとともに当該報告書の全部又は一部の写しを当該監査に係る監査対象機関の長に送付する。

(監査に基づく措置)

- 第11 動物検疫所長は、第10第3項の規定により監査報告書の内容を検討した結果、改善を要すると認めた事項について、当該監査に係る監査対象機関の長に対し、措置指示書（別記様式3）により必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

- 2 動物検疫所長は、前項の規定により、必要な措置を講ずるよう指示したときは、遅滞なくその旨を動物衛生課長を通じて局長へ報告するものとする。

(監査結果に対する措置報告)

- 第12 第11第1項の規定による指示を受けた監査対象機関の長は、当該指示に基づき必要な措置を講じ、指示において指定された期日までに、動物検疫所長に措置結果報告書（別記様式4）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定により措置結果報告書の提出を受けた動物検疫所長は、これを動物衛生課長を通じて局長に報告するものとする。

(措置状況の確認)

- 第13 動物検疫所長は、措置結果報告書に基づき、原則として当該監査を行った監査実施者に第12の措置の結果を確認させるものとする。

- 2 動物検疫所長は、前項の規定による確認の結果、当該指示に係る必要な措置が

なされていないと認められる場合、又は引き続き当該措置を継続する必要があると認められる場合は、改めて必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

3 第1項の確認は、指示に基づく措置が完了するまで繰り返し行うものとする。

この場合において、監査実施者は、確認の都度、その結果について遅滞なく措置確認報告書（別記様式5）を作成し、動物検疫所長に提出するものとする。

4 前項の規定により措置確認報告書の提出を受けた動物検疫所長は、これを動物衛生課長を通じて局長に報告するものとする。

（監査の調査）

第14 動物衛生課長は、必要に応じて動物衛生課員に監査の実施状況を調査をさせることができる。調査を行った課員は動物衛生課長にその結果を報告する。

2 前項の規定による調査の報告を受けた動物衛生課長は、監査実施者及び監査対象機関の関係者等に説明を求めることができる。

3 動物衛生課長は、第1項及び第2項による調査を行った場合、遅滞なく局長に報告するとともに、次の監査運営会議において報告する。

（局長の指示）

第15 局長は、監査の実施状況、結果等を勘案し、必要があると認めるときは、動物衛生課長又は動物検疫所長に対し、所要の指示を行うことができる。

（関係法令等の見直し）

第16 動物衛生課長は、監査の結果について検討を加え、法令の改正その他業務に係る制度の見直しの必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（適用除外）

第17 第7第3項の臨時監査については、第10第3項、第11（別記様式3に係る部分に限る。）、第12（別記様式4に係る部分に限る。）及び第13の規定を適用しないことができる。